

別紙 5

運営・維持管理計画作成業務及び基本計画策定業務 に係る三者協定書（案）（グループの場合）

藤沢市（以下「市」という。）、藤沢市少年の森再整備に係る運営・維持管理等実施予定者であるグループ代表者〇〇〇〇、構成事業者〇〇〇〇、〇〇〇〇（以下単に「運営・維持管理等実施予定者」という。）及び「少年の森整備事業に伴う基本計画策定業務委託」の受託者であるグループ代表者〇〇〇〇、構成事業者〇〇〇〇、〇〇〇〇（以下「基本計画策定事業者」という。）は、藤沢市少年の森再整備事業（以下「本事業」という。）の推進に関し、次のとおり、運営・維持管理計画作成業務及び基本計画策定業務に係る三者協定（以下「本三者協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本三者協定は、市、運営・維持管理等実施予定者及び基本計画策定事業者が、本事業の推進に向け、連携して取り組むことを目的として定めるものとする。

（連携事項）

第2条 市、運営・維持管理等実施予定者及び基本計画策定事業者は、本事業の推進について信義に従い、誠実に連携協力するものとする。

2 市は、基本計画策定事業者が基本計画の策定業務を行うに当たり、市民及び関係機関等との協議を適切に調整する。

3 運営・維持管理等実施予定者は、運営・維持管理計画作成業務及び市との間で締結した藤沢市少年の森再整備に係る運営・維持管理等実施予定者に係る基本協定第2条第2項に定める開業準備業務の実施に当たっては、基本計画の策定業務の進捗に合わせて適切な連携を図り、基本計画策定事業者と必要な協議を行うものとする。

4 基本計画策定事業者は、基本計画の策定業務の実施に当たっては、運営・維持管理計画作成業務及び開業準備業務の進捗に合わせて適切な連携を図り、運営・維持管理等実施予定者と必要な協議を行うものとする。

（役割分担）

第3条 本事業の推進に際し、運営・維持管理等実施予定者及び設計等事業者は、次のとおり業務を実施するものとする。

(運営・維持管理等実施予定者)

業務名

担当事業者

(基本計画策定事業者)

業務名

担当事業者

※提案に応じ適宜修正をするものとします。

(秘密の保持)

第4条 市、運営・維持管理等実施予定者及び基本計画策定事業者は、それぞれの業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 市、運営・維持管理等実施予定者及び基本計画策定事業者は、それぞれの業務の履行に際して自ら以外の他の2者のいずれかから受領した情報について、受領した相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は本三者協定の目的以外に使用してはならない。ただし、法令等の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合、運営・維持管理等実施予定者による開業準備業務に合理的に必要なものとして開示する場合又は市が藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 本三者協定の有効期間は、運営・維持管理計画作成業務及び基本計画策定業務の委託契約期間がすべて終了する時点までとする。ただし、実施契約の締結に至らなかった場合は、実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断し、協定締結者（グループの場合は代表法人）に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。

(その他)

第6条 市、運営・維持管理等実施予定者及び基本計画策定事業者は、本三者協定の有効期間中国内外の法令を遵守する。

2 本三者協定に定めのない事項、変更を必要とする事項が生じた時は、市、運営・維持管理等実施予定者及び基本計画策定事業者は誠実に協議し、これを解決するものとする。この場合において、市、運営・維持管理等実施予定者及び基本計画策定事業者のうちいずれかが必要と認めるときは、協議し、解決した内容について書面を取り交わして確認するものとする。

- 3 市、運営・維持管理等実施予定者及び基本計画策定事業者は、本三者協定の合意内容を遵守することができない事由が生じ、その破棄を希望するときは、他の二者にその旨を申し出ることができるものとする。
- 4 前項の規定による申出があったときは、市、運営・維持管理等実施予定者及び基本計画策定事業者は誠実に協議し、申出に係る事由がやむを得ないと三者間で合意した場合に限り、本三者協定を破棄することができる。この場合において、市、運営・維持管理等実施予定者及び基本計画策定事業者は、自らに損害が生じたときにその賠償を他の二者又は三者のうちいずれか一者に請求し、又は、他の二者又は三者のうちいずれか一者の不法行為若しくは債務不履行の責任を問うなど、争うことはしないものとする。
- 5 本三者協定の内容に関し疑義が生じた場合には、市、運営・維持管理等実施予定者及び基本計画策定事業者の間で誠実に協議し、これを解決する。

この協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、市、運営・維持管理等実施予定者及び基本計画策定事業者の代表者及び構成事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2025年（令和7年）〇月〇日

藤沢市

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市

藤沢市長 鈴木 恒 夫

運営・維持管理等実施予定者

代表者

（所在地又は住所）

（事業者名）

（代表者職氏名）

構成事業者

(所在地又は住所)

(事業者名)

(代表者職氏名)

基本計画策定事業者

代表者

(所在地又は住所)

(事業者名)

(代表者職氏名)

構成事業者

(所在地又は住所)

(事業者名)

(代表者職氏名)